

## 経済安全保障ワーキンググループ（第3回）

### 議事録

#### 1. 日時

令和6年4月24日（水）14：00～15：30

#### 2. 開催方法

WEB会議による開催

#### 3. 出席者（敬称略）

構成員：

山本隆司（東京大学大学院 法学政治学研究科 教授）、渡井理佳子（慶應義塾大学大学院 法務研究科 教授）、相田仁（東京大学 特命教授）、田島正広（弁護士、田島・寺西・遠藤法律事務所 代表パートナー）、根本直子（早稲田大学大学院 経営管理研究科 教授）、山内弘隆（武蔵野大学 経営学部 特任教授）

オブザーバ：

内閣官房国家安全保障局、外務省、財務省、株式会社東京証券取引所、日本電信電話株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、LINEヤフー株式会社

総務省：

竹内総務審議官、今川総合通信基盤局長、木村電気通信事業部長、渋谷総合通信基盤局総務課長、飯村事業政策課長、柳迫事業政策課調査官、石谷事業政策課企画官、五十嵐電気通信技術システム課長、金坂電気通信技術システム課企画官、山路国際戦略局参事官、堀川投資審査室長、岡崎多国間経済室長、渡部事業政策課市場評価企画官、小杉事業政策課課長補佐

【山本主査】 定刻となりましたので、ただいまから経済安全保障ワーキンググループの第3回会合を開催いたします。

本日はWEB会議による開催とさせていただきます。一般傍聴につきましても、WEB会議システムによる傍聴となります。

まず、開催に当たりまして、事務局から留意事項の御説明をお願いいたします。

【事務局（小杉）】 事務局でございます。本日はWEB会議による開催のため、御発言に当たっては、お名前を冒頭に言及いただきますようお願いいたします。また、ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。

資料につきましては、資料3-1、資料3-2、参考資料3-1のほか、参考資料3-2として、4月1日時点で役職が変わられた構成員がいらっしゃいますので、更新した開催要綱を配付しております。

以上、よろしくをお願いいたします。

【山本主査】 それでは、本日の議事に入ります。

本日はまず渡井構成員から、外資等規制について御発表いただけるということですので、渡井構成員から御説明をお願いします。

【渡井主査代理】 ありがとうございます。慶應義塾の渡井でございます。

それでは、これまでの議論を踏まえて、外資規制の課題について御報告を申し上げます。

外資規制の課題と題したページからでございます。外為法の投資規制によって、NTT法の保護法益を確保できるかが主な論点でございます。そこで、NTT法と外為法の比較を中心に、アメリカの状況も踏まえてお話し申し上げます。

スライドの1番にまいります。まず、NTT法1条の2が示している法の目的は、赤字の部分でございます。そして、次の3条の責務規定は、今回の改正で研究成果の普及の点が削除となりました。3条の最後には、公共の福祉の増進とありますので、NTTには公的な役割が期待されているということが分かります。

矢印の下のところに移りまして、この目的規定と責務規定は、NTT法の解釈、運用の指針であると同時に、NTTの経営上の指針でもございます。そして、電気通信事業は重要なインフラであって、国の神経系統であり、安全保障とも深く関わるということが逐条解説の説明にございます。

スライドの2番にまいります。外資規制である総量規制の根拠は、6条にございます。

外国人の議決権割合が3分の1以上となった場合は、株主名簿への記載・記録がなされなくなりませんが、外国人や外国法人の意思決定過程への参画を制限して、NTTの経営の自主性を確保するためには、この厳しい手法が必要という判断によるものと考えられます。

類似の規定の例のところ、株主名簿に記載をしないという手法を採用している例としては、航空法と放送法がございます。航空法は領空主権から、そして放送法は、議論もあるところかもしれませんが、電波の希少性や社会的影響力が理由に挙げられております。

そして最後に、目的規定における公共の福祉ですが、NTT法、航空法、そして放送法の目的規定に共通するのは、公共の福祉への言及です。これらの事業は、公共の福祉に反しないというだけではなく、積極的に公共の福祉の増進に向けて、所管の省庁の監督を受けることとなっています。この点、日本の事業者に対する監督権限の行使は可能ですが、外国企業の場合には、日本法の域外適用となってしまう懸念もあって、監督権限の行使には困難も予想されます。最後の行ですが、外国の影響を排除して、経営の自主性を確保することがNTT法の保護法益であり、外資規制の根拠と見ることができると思います。

スライドの3番にまいります。ここからは外為法の外資規制でございます。まず1条は、条文をそのまま引用しておりますが、対外取引の正常な発展、日本や国際社会の平和・安全の維持を期して、対外取引を基本として自由としつつも、必要最小限の管理・調整を行うことを目的としています。

次に、対内直接投資等の届出についての外為法の27条では、事後届出が原則となっています。指定業種については、審査付きの事前届出になりますが、免除制度が置かれています。

最後の指定業種の分類に移りますと、27条3項1号のイにある公の秩序の維持の中に通信事業、そして口の日本経済の円滑な運営の中に電信電話業が含まれております。

スライドの4番にまいります。コア業種は、指定業種のうち、国の安全等を損なうおそれ大きい業種であり、NTTも含まれておりますが、事前届出の免除の要件に上乗せがございます。

そして、実際に審査が行われる場合の考慮要素が次でございます。財務省のホームページのリンクを貼らせていただきましたが、その下にありますように、事業内容、外国投資家の属性、そして投資の内容や関与の在り方が考慮されます。

スライドの5番に移ります。この審査によって、NTT法の保護法益を確保できるかでございますが、審査の対象は外国投資家の行う投資になりますので、外国投資家の概念を

まず確認いたします。

定義の①を御覧いただきますと、非居住者である個人が外国投資家の定義の最初に出ています。そこで、下のほうにある1つ目の矢印になりますが、外国籍であっても、日本の居住者であれば、この外国投資家の定義に該当いたしません。次に、2つ目の矢印ですが、Jパワーを例にとりますと、同じ内容の投資計画であっても、仮に日本の居住者である外国人が行うのであれば、外為法の規制の対象にはなりませんので、対応はできなかったということになります。

スライドの6番にまいりまして、NTT法と外為法の外資規制の比較でございます。

まずNTT法の1点目、総量規制ですが、これは議決権に着目した規律であって、投資家や行政庁ではなく、NTT自身が行うものです。次に、NTTの自主性は、総量規制によって担保されていますが、これはNTTの業務と責務を実現するための手段です。そして3つ目の点ですが、公共の福祉の増進が求められるのは、公の性格の強い事業であり、総量規制はこのために必要とされる規制とすることができます。

それでは、外為法の外資規制に移ります。まず、外為法の外資規制では、議決権のほかにも、指定業種かコア業種かといった要素があり、また、投資家自身が届出をして個別の投資計画について審査を受けるものとなっています。次に、外国投資家の定義においては、居住者要件によるものとなっており、国籍は問われておりません。

そこで、矢印の下のところですが、結論としては、NTT法は組織に対して数値に基づく定量的な規制を課すものであるのに対して、外為法は非居住者である外国投資家による一定の投資に対して個別審査を課す規制です。もちろん外為法でも安全保障の観点からの審査は行われますが、経営の自主性といったNTT法の保護法益は直接には含まれておりませんので、目的と手法は異なっていると言えます。

スライドの7番にまいります。簡単なアメリカの御紹介になります。チーム・テレコムは、非公式に連邦通信委員会の審査に参加しておりましたが、2020年には大統領令によって正式の機関となり、審査の体制が整えられてきております。

次に、通信法の公益審査ですが、外国事業者の電気通信市場への参入については、Public Interestの観点から審査が行われております。連邦通信委員会のFAQのページのリンクを貼りましたが、Public Interestについては、安全保障、法の執行、外交、そして貿易政策などが考慮されるとあります。

そして最後に、アメリカの外為法に相当する法律ですが、こちらは国籍がどこかを問う

審査になっております。最近の日本製鉄によるUSスチールの買収問題を見ておりますと、同盟国であっても買収の対象によっては審査が非常に厳しくなるというように、法律の適用問題でありながら、政治的な要素も含むような傾向が見てとれます。また、つい先日、新たな規則案が公表されておまして、今後はモニタリングが徹底される見込みとなっております。

スライドの8番にまいります。それでは、まず、外為法の強化を通じて、NTT法の総量規制に代えることの可能性を検討いたします。コア of コア企業というのは、電気通信事業者に対しては審査の免除制度を外して、全て外為法の審査対象にするという考え方です。この場合も、外為法は国籍に注目した審査制度でないことからすれば、非居住者である外国籍の投資家による不当な支配をもたらす投資の排除は難しいと考えられます。そして、日本政府の対日投資促進の取組との調和の問題も出てまいります。

外資の総量が一定以上となる場合に厳しいスクリーニングをすることにつきましては、NTTの経営の自主性の確保という観点からは、3分の1に至っていない状況でも審査が必要ではないかと考えております。外為法を強化するのであれば、私はまずは居住要件を外して国籍要件を入れることからかと思っておりますが、大きな変更になりますので、慎重な検討を要するものと思います。

次は、外為法ではなく、電気通信事業法で公益審査を実施する方法です。アメリカの例を見ますと、公益の概念が非常に広く、裁量の幅が広いところが問題です。日本政府も日米規制緩和対話の頃は、Public Interestの概念の明確化を要望事項としておりました。そこで、公益審査は、事業者と投資家の双方によって予見可能性を欠く懸念がございます。

スライドの9番は、まとめでございます。外資規制の正当化理由ですが、NTT法の目的規定、公共の福祉の観点から御説明を差し上げましたとおり、経営の自主性の確保が必要です。

そして、NTT以外の事業者への外資規制ですが、電気通信事業が重要なインフラであることからすれば、確かに外資規制は電気通信事業者共通の問題でございます。ただ、改めて電気通信事業法で外資規制を導入するといたしますと、自由化に逆行する保護主義と受け取られかねませんし、国際約束の見直しが必要になりますので、実現には難しい面がございます。NTTのみが外資規制に服しているのは事実で、これは不合理とも言えるでしょうが、経済安全保障が重視される中では、平等の観点からNTT法の総量規制を撤廃するというのは、得策ではないように思われます。

そして最後に、経済安全保障との関係ですが、安全保障の問題は、G A T Tの時代から例外の問題と位置づけられてきましたが、今では例外にはとどまらない、本流の話になってきております。特別な資産を有するN T Tの経営の自主性の確保の必要性は、ほかの事業者との比較においては相対的に高いものであって、総量規制は引き続き維持すべきものと考えます。

このほか、情報の取扱いの重要性も議論になっていたと思いますが、これについては、新たに始まるセキュリティ・クリアランスや情報の保護についての既存の法律との関係でまずは考えていく必要があるのではないかと考えております。

最後のページは、参考文献でございます。

以上、どうもありがとうございました。よろしくお願ひ申し上げます。

【山本主査】      ありがとうございました。

今の渡井構成員のプレゼンに関する質疑等は、議題（2）の事務局説明の後に行います。

それでは、議題（2）といたしまして、事務局より、外資等規制による経済安全保障の在り方に関する検討課題について、説明をお願いします。

【事務局（渡部）】      ありがとうございます。外資等規制による経済安全保障の在り方に関する検討課題につきまして、事務局から御説明いたします。

説明に入る前に、参考資料3-1として、第2回会合の事業者ヒアリングにおける事後質問への回答をお配りしておりますので、御覧ください。

N T Tへの質問となりますが、ヒアリングにおいて、積極的に受け入れるべき投資も制限されてしまうことを理由に、N T T法の総量規制の廃止を提案されると同時に、個別投資審査の強化も提案されているということに関しまして、単にN T T法の総量規制を廃止するだけでは、逆に排除できなくなってしまう投資やリスクを認識されていると理解できるということで、具体的にどのような投資やリスクが現在の個別投資審査では排除できないと認識されているかという質問でございます。

N T Tからの回答のポイントでございますが、例えば懸念国の影響を受けた投資家が、審査なしに過大な議決権を取得し得るリスクや、懸念国の影響を受けている事実を見極められないために、不適切な投資を排除できないリスク等が挙げられるということでございます。

それでは、資料3-2を御覧ください。本資料におきましては、ワーキングでの検討項目につきまして、前回までの会合で頂戴した御意見等を踏まえまして、今後の論点整理に

向けて御議論いただきたい検討課題を、検討の視点とともに整理をさせていただいてございます。

まず、1ページを御覧ください。NTTに対する外資等規制の在り方に係る検討課題につきまして、大きく3つに整理しております。

検討課題1-1として、「現在のNTT法上の外資等規制の趣旨や保護法益について、どう考えるか」としております。

検討の視点として、NTTの線路敷設基盤の位置づけ、我が国を代表する基幹的電気通信事業者としてNTTが担う役割や、他事業者による代替可能性、また、経済安全保障の重要性の高まりや外国の影響力からの経営の自主性の確保の必要性等がございます。

検討課題1-2として、「NTTに対する個別審査と総量規制の在り方について、どう考えるか」という点について、さらに2つに分けまして、NTTに対する総量規制が必要、有効なのか。事業活動の自由や投資の自由とのバランスについて、どう考えるか。また、個別審査の強化により総量規制を代替することは可能なのかとしております。

検討の視点といたしまして、前者は、会社の最高意思決定機関である株主総会の構成員を規律することの効果や、総量規制がNTTの事業活動、外国人の投資行動に与える影響等、それから後者については、外為法とNTT法の目的と手段の差異、個別審査の強化の課題等を掲げてございます。

検討課題1-3といたしまして、「NTTに対する外国人役員規制の更なる緩和や撤廃について、どう考えるか」としてございます。

検討の視点として、会社の業務執行の決定機関である取締役会の構成員を規律することの効果、NTTの事業活動に与える影響、今般の第一次答申を踏まえたNTTに対する外国人役員規制の緩和による効果・影響等を掲げてございます。

続いて、2ページを御覧ください。NTT以外の主要事業者に対する規制の在り方に係る検討課題でございます。2つに細分化しております。1つは、NTTに対する総量規制や外国人役員規制が引き続き必要と考える場合、NTT以外の主要な電気通信事業者にこれらの規制を課すことについて、どう考えるか。もう1つは、前回会合でNTTから説明がございました、主要通信事業者を対象とした個別投資審査の強化の提案について、どう考えるかとしてございます。

検討の視点としては、NTTとそれ以外の事業者が担う役割の異同、我が国事業者の海外展開や対日投資促進政策への影響、株式市場へのインパクト、国際約束との整合性等の

ほか、NTTから御指摘のあった情報の保護の観点を掲げてございます。

3ページ以降では、これらの検討課題について御議論いただく際に参考となる資料を添付しております。

3ページでは、通信サービスや設備が技術の進展等により変化する中におきましても、NTTが承継した線路敷設基盤の不可欠性に変わりはないということ、4ページでは、固定通信におけるNTT東西の回線シェアが依然として高く、競争が進展している移動通信サービスの提供においても、NTTの光ファイバーの利用が不可欠となっていること、5ページでは、NTTの業務・責務として規定されたユニバーサルサービスの確保等の公共的な役割を確実に遂行するための担保措置として外資等規制が位置づけられているということ、6ページでは、初回会合でも御説明した、日本の電気通信市場における外資等規制の全体像を改めてお示ししております。

7ページを御覧ください。会社法上の出資比率と法的効果でございます。NTT法における議決権3分の1という総量規制の閾値ですが、株主総会での特別決議の否決を通じて、相当程度の経営支配が可能となる水準とされているところでございます。

8ページを御覧ください。NTT法と外為法の外資規制の比較でございます。渡井構成員からも先ほどプレゼンがございましたが、NTT法の総量規制は、国籍要件により外国人の議決権割合を3分の1未満に制限するストックの規制となっております。NTT持株に対して、外国人等議決権割合が3分の1以上となるときには株主名簿の名義書換の拒否を義務づけるということで、外資制限を担保しております。名義書換拒否の具体的な仕組みは9ページで紹介しております。

これに対しまして、外為法の個別投資審査は、1%以上の株式または議決権の取得等につきまして、外国投資家に事前届出を義務づけまして、1件1件個別に審査を行うフローでの規制となっております。審査の結果、問題がある場合は変更・中止の勧告・命令によって対応する制度となっております。既に指摘されておりますが、外為法では、規制対象となる外国投資家を居住要件によって定義しておりまして、日本に居住する外国人は規制対象外となっております。

また、それぞれの規制が投資家に与える影響について、一番下に記載しておりますが、NTT法の総量規制では、閾値以上の株式は議決権行使ができなくなりますが、株式の取得自体は制限しておらず、配当は支払われるということになっております。他方、外為法の場合は、事前届出から原則30日間の審査期間中は株式の取引そのものが禁止され、審

査の結果、変更・中止の勧告・命令がなされた場合には、投資内容を変更するか、投資自体を中止することが必要となります。

10ページを御覧ください。NTT法では総量規制による名義書換拒否が発動された実績はございませんが、航空法では発動の実績がございますので、参考として紹介しております。航空法では、NTTと同様に、外国人による議決権を3分の1未満とする総量規制が設けられておりまして、日本航空、JALの例では、再上場した直後の2012年から外国人の株式保有比率が3分の1を上回る状況となったため、3分の1以上の部分について名義書換拒否を実施して、議決権を制限しておりました。

また、日本航空は、名義書換拒否を行った株式に対しても配当を行えるよう定款を変更しておりまして、総量規制がある中においても、ピーク時には外国人の株式保有比率が60%近くにまで達しておりました。

11ページを御覧ください。主要な電気通信事業者の外資比率でございますが、直近では、保有ベースでおおむね20%前後から30%程度の外資比率となっております。

また、国内の上場企業の外資比率は、左下のピラミッドのような分布となっております。約6割の上場企業で外資比率が10%未満となっている中で、約20%のNTTを含めまして、主要な通信事業者の外資比率は比較的高い水準になっているということが見てとれます。

12ページを御覧ください。NTT法の外国人役員規制につきましては、本年2月に、「代表者でないこと」と、「役員の3分の1未満」に緩和することが適当との第一次答申をいただきまして、これに基づくNTT法の改正が、先般、国会で成立したところでございます。これについて、更なる緩和や撤廃について、どう考えるかという点が論点として残されているところでございます。

13ページを御覧ください。会社法上の代表者及び取締役会の権限でございます。第一次答申の「役員の3分の1未満」という水準は、取締役会の決議は、取締役の過半数が出席をし、その過半数をもって行うこととされていることを踏まえたものと受け止めておりますが、今般の改正による実際の効果や影響の確認も必要になろうかと考えられるところでございます。

14ページを御覧ください。主な国際約束におけるNTTに係る外資規制の留保状況でございます。GATS（WTO協定）のほか、CPTPPなどの各国との投資関連協定において、NTTに対する出資規制と外国人役員規制について、留保を設けております。留

保していない部分については、我が国として、国際的に自由化を約束しておりまして、仮にNTT以外の事業者に対して新たな規制を設けて、自由化の後退となるような場合には、安全保障例外への該当性も含めて、こうした国際約束との整合性にも留意が必要となるところでございます。

15ページを御覧ください。第1回会合で御説明した、諸外国における通信事業に対する外資等規制につきまして、最近の動向の調査結果を青字で追記しております。個別法で、外資総量規制または外国人役員規制が設けられているオーストラリア、アメリカ、韓国、カナダについては、これらの規制を廃止するなどの見直しの動きはございませんでした。

アメリカについては、2016年に総量規制の遵守状況を把握・評価する新たな制度が創設されているほか、昨年新たな動きといたしまして、総量規制そのものではございませんが、国際電気通信サービスに係る事業認可を保有する外国法人に対して、外国人出資比率の届出や株式保有等に関する定期報告、さらには10年ごとの認可更新を義務づける規則案が提案されてございます。

また、個別法に基づく外資規制や外国人役員規制が存在していないイギリス、フランス、ドイツでは、これらの規制を新たに導入するような動きは、現状、ございませんでした。

日本の外為法における対内直接投資の事前審査に相当する規律については、アメリカ、カナダ、イギリス、フランス、ドイツにおいて、審査対象の拡大などの見直しを検討する動きがございました。

16ページを御覧ください。前回会合の事業者ヒアリングにおきましてNTTから、外資規制の検討に当たっては、通信事業者が保有・管理する様々な情報の安全性の確保も考慮すべきとの御指摘があったことを踏まえまして、情報の保護に関する制度について、整理してお示ししております。

まず、電気通信事業法においては、通信の秘密の保護について規定しているほか、大規模な事業者に対しては、「特定利用者情報」として、利用者を識別することができる情報を含めて、適正な取扱いのための義務を設けているところでございます。

また、個人情報については、個人情報保護法でも事業者が遵守すべき義務等について規定されております。

また、外為法では、安全保障貿易管理といたしまして、一定の貨物の輸出や技術の提供について許可制度を設けているほか、これまで御議論いただいている個別投資審査に際しては、既に国の安全の確保等に係る技術・情報の流出や目的外利用の可能性を考慮するこ

ととさせていただきます。

このほか、不正競争防止法では、営業秘密の保護について、経済安全保障推進法では、安全保障上拡散すべきでない発明の特許出願について、非公開制度が規定されております。

さらに、直近の動きとして、いわゆるセキュリティ・クリアランス制度といたしまして、重要なインフラ等の保護に関する政府保有の一定の情報について、「重要経済安保情報」として保護するための法案が国会で審議中となっております。情報の保護に関しては、外資規制以外にも様々な制度枠組みの整備が行われているところでございます。

17ページ目以降は、説明は割愛いたしますが、これまでのワーキンググループでの主な御意見を、検討課題ごとに整理してございます。

事務局からの説明は以上となります。どうぞよろしく願いいたします。

【山本主査】 それでは、意見交換に入る前に、ただいま事務局から説明をいただきました第2回会合の事後質問に対するNTTの回答におきまして、個別投資審査を強化していくべきという意見がございましたので、その点について、現在制度を運用している立場から、財務省さんの御意見を伺いたいと思います。よろしく願いします。

【財務省】 ありがとうございます。NTTさんのほうから、外為法の投資審査における免除制度の課題を御指摘いただいているものと認識しております。

まず最初に、個別の事案につきまして当局から見解を申し述べることは差し控えさせていただきますと思います。その上で、免除制度につきましては、財務省として、例えばリスクの高い外国投資家が免除制度を使えないようにするといった制度見直しも含めて検討を行いつつ、投資実行後のモニタリングも強化いたしまして、国の安全等に対処していきたいと考えております。

こうした外為法上の対応に加えて、NTTを含む電気通信事業分野への特別な外資規制が必要かどうかにつきましては、一義的には所管省庁たる総務省さんにおいて判断されるべきものでございまして、財務省として申し上げる立場にないと認識しております。各事業法の世界で御議論いただく必要があると考えております。

簡単ではございますが、以上でございます。

【山本主査】 ありがとうございます。

それでは、ただいまいただきました御意見や、あるいは先ほどの渡井構成員、事務局からの説明も踏まえて、意見交換を行いたいと思います。

検討課題が複数ございますが、まず、資料3-2の1ページに、検討課題1のシリーズ

があります。こちらは、現在のNTT法上の外資等規制を撤廃すべきだという議論がありますので、これに関して検討するものです。検討課題1-1が現在のNTT法上の外資規制等の趣旨あるいは保護法益、検討課題1-2、1-3がNTTに対する総量規制等の在り方についてのテーマですが、それについて意見交換を行いたいと思います。

検討課題2は、NTT以外の事業者に対する規制を強化すべきだという御議論がございますので、それについてどのように考えるかということです。

まず検討課題1ですが、構成員から御意見等ございましたら、チャット欄でお知らせいただければと思います。いかがでしょうか。

根本構成員、お願いします。

【根本構成員】 ありがとうございます。現在の規制の制度の在り方ですが、私は、総量規制と外為規制と相まって、異なる角度から有効に機能しているのではないかと思います。

総量規制に関しては、いろいろと事業者さんの御負担もあるかとは思いますが、やっぱり今の経済安全保障の重要性の中で、これを撤廃するというのは少し時期尚早ではないのかなと思います。

これは後の議題にも関連しますが、なぜ個社だけなのかということだと、やはりPublic Interestとか、線路敷設基盤の特殊性とか、ユニバーサルサービスとか、そういったことで説明がつくのかなと思います。

もう一つは、現在の総量規制がどのくらい事業の妨げになっているかということですが、今の外資比率を見ると、それほど閾値までに近づいているわけではなくて、若干余裕もあります。かつ、過去、あまり新規発行などをされているようにも見えず、むしろ自社株買いをされて、効率化されていらっしゃるということで、将来は分かりませんが、発行のニーズはそれほどないのではないかなという感じもします。

また、投資家にとって、どのくらいそれが障害なのかですが、御説明にもありましたように、配当を受けることはできるということですので、リターンを目的とする投資家にとっては、議決権を持つ・持たないというのはそれほど大きな問題ではないわけなので、決定的なディスアドバンテージになっているということではないのかなと思います。JALのケースでもそれが示されていると思いました。

最後に、外国人役員ですが、前も申し上げたように、私も、ボードの多様性とか、あるいは外国人従業員の方のモチベーションとか、そういう面から見て、これは緩和されるこ

とがよいと思います。

ボードは、御承知のように、過半数で決定しているので、過半数という切り方もありませんけれど、欠席する方もいたりするので、さっき申し上げたPublic Interestなどを守る上でも、3分の1というのが妥当ではないかと思えます。

ただ、一つ懸念としては、仮に指名委員会等設置会社に移られた場合、各委員会がボードより優位性があり、決定権を強く持つのですが、その委員会のマジョリティが外国籍の方になるということがあり得るのかと思えます。ただ、今はNTTさんは監査役会設置会社でいらっしゃるの、そういった懸念はないのかなと思えますが、今後、一つの論点にはなると思いました。

以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。重要な御指摘を今いただきましたが、その点に関してでも、あるいは他の論点に関してでも結構です。

相田構成員、お願いします。

【相田構成員】 相田でございます。本日、15時で退席させていただきますので、その前ということで発言させていただきます。

基本的に今、根本構成員がおっしゃったことの繰り返しになりますが、賛同させていただきます。やはりNTTさん、線路敷設基盤を全国にお持ちだということで、これに類する会社というのは、他業種も含めて、ほとんど例を見ないのではないかと、それはやはり保護すべきであります。

それで、外為法とNTT法では、居住要件なのか、国籍要件なのかということで大きな違いがあるということを考えれば、やはり今のような国籍要件で縛るほうが合理的なのではないか。また、デメリットについても、JALの例を見ていただきますと、3分の1を超えても、株を所有されること自体、投資をされること自体は問題でないということであれば、あまり大きな問題ではないのかなと思えます。

一方、検討課題2の他事業者さんにつきましては、過去に実際、外資が持っていらっしゃる通信事業ということもあったわけで、それが直接、直ちに国益に反するののかということは少し考えにくいですし、そういう懸念については、外資規制という形でやるというよりは、16ページにも記載がございましたが、経済安全保障推進法などで、具体的な行動・行為について、こういうことをやってはいけないよとか、こういうことを守りなさい

ということを決めていくほうが、やはり合理的なのではないかなと思いました。

以上、感想でございます。ありがとうございました。

【山本主査】 ありがとうございます。相田構成員からは、検討課題2についても、今、お時間の関係で御発言いただきましたが、検討課題2につきましては後でさらに議論したいと思います。

ほかにございますでしょうか。

それでは、田島構成員、お願いします。

【田島構成員】 田島でございます。どうぞよろしく申し上げます。意見を申し上げますと存じます。

今、既に御指摘いただいているところにも関連するところでございます。前回、議決権制限株式での対応の可能性について、NTTさんに私のほうで御質問申し上げました。株主間の不平等を懸念される御回答だったかと存じますが、特段、不平等取扱いになる問題があるとは思えないというところは既に御指摘のところと思います。

この点の実例としまして、ソフトバンクグループが、昨年上場した社債型種類株式の例があります。議決権が制限され、5年後の取得条項がついている一方で、利益配当は優先的に保証されるというものでした。

経済的メリットを主眼とする短期的投資ということであれば、かえって有意義とも評価される可能性のあるものかと存じます。もちろん発行には定款変更が必要ということにはなりますが、やはりその意義があると思います。

先ほど御指摘のとおり、そこまでせずとも、実際に、NTTさんにおいては、外国人投資家が全体の3分の1を超えて株式を取得した場合においても、利益配当が保証されています。まさに議決権が制限されるだけの取扱いということになります。経済的メリットにおいては、国内投資家と相違がないということになりまして、優先配当とはならないのですが、実質的には議決権制限株式と同様の機能を営むことになると思います。

そう考えると、総量規制を維持していても、外国人投資家からの投資の誘引に特段支障は来さないのではないかと。JALの例がまさにそれを表しているのではないかと考える次第です。

逆にいえば、この点、議決権制限により達成できない投資目的があるとしたら、それはまさに株式割合3分の1超に及ぶ会社支配権の増強・獲得になるわけで、そうなってくると、経済安全保障の観点から、管路、とう道などの重要な資産が実質的に外国人投資家の

支配に属することになるおそれをどのように手当するのかの問題がクローズアップされることとなります。既に御指摘いただいているように、外為法がその機能を十分発揮し得るのかについては、現時点では非常に疑問がありますし、また、外為法の規制を強化することになりますと、今度は個別審査に時間を要してしまうというデメリットとなってしまうというところも、併せて考えておく必要があるのではないかと思います。

以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。包括的に御意見をいただきましたが、ほかにございますか。

それでは、渡井構成員、お願いします。

【渡井主査代理】 ありがとうございます。渡井でございます。先ほどお時間を頂戴しましたが、もう一言、補足で申し上げます。

外為法の投資規制で、NTT法の総量規制をカバーできるのかを論じているわけですが、そもそもなぜNTTに対して外資規制が必要なのかを考えておりました。それが、検討課題1-1の保護法益の問題であると思います。NTTに対する外資規制は、NTTが伝統的に公益事業に分類される事業であって、市民生活に直結するサービスを提供しているからこそ、十分な監督がなされなければかえって公共の福祉が損なわれてしまうが故に、必要であると考えに至りました。

そのため、御議論にありましたように、NTTの総量規制でなければ、事業形態といえますか、経営の自主性が確保できないというところに至るのだろうと思っております。

以上でございます。

【山本主査】 ありがとうございます。先ほどの御報告をさらに補足していただきました。

ほかにございますか。

構成員の方からないようでしたら、ここで、投資家の立場から、オブザーバとして参加しておられる東京証券取引所さんにコメントをお願いできないかと思います。

今、既に構成員の方々から御意見が出た論点ではありますが、NTTさんから、NTT法の総量規制によって、マーケットから見た投資の魅力が毀損されるという御意見が前回ございました。それから、総量規制の代替としての個別投資審査の強化をすることが必要ではないかといった御意見がございましたが、投資家の立場からどのようにそのような御意見について受け止めるか、御発言をいただければと思います。いかがでしょうか。

【東京証券取引所】 東京証券取引所でございます。発言の機会をいただき、ありがとうございます。本日は東京証券取引所の南出からコメント申し上げます。今、主査からいただきました2点につきまして、2019年の外為法改正や最近の議論に関しまして、投資家の意見を聞いてきた経験からお話したいと思っております。

まず、総量規制でございますが、もちろん投資家の立場からすると、一般的に規制はないほうがよろしいというものでございますが、現在の総量規制の存在自体については、所与のものとして、投資家の皆様は比較的冷静に受け止めておられるという印象を持っております。あくまでも私どもが聞いている範囲ではございますが、この総量規制は撤廃すべきだという意見は、投資家から伺ったことはございません。

また、こちらのワーキンググループで議論が始まって以降に伺った意見の中では、通信事業の重要性に鑑みて、現在、個別に総量規制が入っていることについて、理解はできるという意見も聞いております。

あと、個別投資審査にも関係する話でございますが、総量規制は、入り口段階での規制ではなく、まず買うことはできる。事務局からの説明にもございましたが、買うことができるというところも、受け入れられている一因であると考えております。

一方で、個別投資審査につきましては、これが強化される、または規制範囲が広がるという可能性につきまして、投資家は強い懸念を持っています。まず、外為法の個別投資審査、こちらも事務局からの御説明にございましたが、事前の審査ということで、銘柄を分析して、投資の意思決定を行っても、実行ができず、その間、株価変動のリスクにさらされるということがございます。加えて、届出の事務や比率をウォッチするための体制整備が負担となります。

投資家の意見を聞きますと、こうした入り口での規制の存在というのは、やはり投資判断においてネガティブに働くと。グローバルに投資しておりますので、比較的、規制のない、もしくはその強度が低い国に、似たような業種でのほかの投資候補があるなら、そちらが投資候補として有力になってくると伺っております。

加えて、補強案として、例えばということで挙げられておりましたが、事前届出免除基準をなくして、1%で事前届出が必要になりますと、SWFや公的年金のような主体は、運用額が大きくて、容易に1%を超えるだけの投資を行うこととなります。そういう人たちにとって、事前届出をして審査を受ける必要が生じるのであれば、やはり日本のそうした対象の株については投資対象から外すであろうというところは一致した見解でござい

す。

そして、SWFや公的年金のような投資家から避けられることは、日本への資金の呼び込みの点ではもちろんのこと、企業と対話してコーポレートガバナンスの強化を働きかけ、そして成長を促す投資家が減る点でも、マイナスでございます。

さらには、こうしたSWFや公的年金のような洗練された投資家と一般的に認識されている方々が投資しているということが、ほかの投資家の方が新たに投資する際の投資判断にポジティブに働くと。そうした要因がなくなることは、やはり日本にとってもデメリットなのではないかという意見もいただいております。

また、こうした規制強化は、資産運用立国等の日本に投資を呼び込む、日本全体としての現在の取組とは正反対のメッセージを対外的に示すことになる。かつ、海外投資家が評価している日本の規制の予見可能性や信頼性を損なうという意見も、最近多くいただいているところでございます。

その結果、規制強化は、直接対象となるSWFや公的年金だけではなくて、幅広い投資家に対してネガティブな影響を与えるというのが、私が聞いている中でのおおむね一致した意見でございます。

そして、ここまではヘッジファンドのような比較的短い時間軸で投資をされる投資家の方々が、日本を見直して、日本に投資を始めているというのに対して、中長期の時間軸で投資をするような投資家は、これからなんだという意見も多く聞いておりました、ようやくこれから日本株投資に向けてさらなる投資家が入ってくるという中で、もし仮に規制強化を行われますと、日本株を見直す動きそのものに冷水をかけるおそれがあるのではないかと懸念をいただいております。

以上、個別投資審査の強化につきましては、海外から日本への投資に強い影響を及ぼすというのが、投資家の一致した意見だと考えております。

私からは以上でございます。

【山本主査】 詳細に投資家の視点から見た御意見をいただきまして、ありがとうございます。

先ほど根本構成員から、役員の問題につきまして、指名委員会等設置会社になった場合の話がございました。その点について、事務局から先ほどの説明の補足をいただけますか。

【事務局（渡部）】 事務局でございます。先ほど根本構成員から、指名委員会等設置会社になった場合に、外国人役員規制がどうなるのかという御指摘がございました。これは

既に現行のNTT法上で手当てがされておりまして、仮にNTTが指名委員会等設置会社になった場合には、監査役、執行役、それから監査委員も含めて、この3分の1の規制がかかってくるというような手当てをしているところがございますので、補足として御説明をさせていただきます。ありがとうございます。

【山本主査】 ありがとうございます。

ほかにご覧ですか。あるいは、構成員以外からも、オブザーバの方でも結構ですが、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、検討課題2に移ります。もし検討課題1に関して御意見等ございましたら、そちらに戻っていただいても構いません。検討課題2は、NTT以外に対する規制をむしろ強化すべきではないかという議論に関する検討課題です。

既に相田構成員、ほかの構成員の方、あるいは東京証券取引所さんからもこの点について御意見をいただいておりますが、さらに意見がございましたら、お願いしたいと思います。チャット欄にてお知らせください。

根本構成員、お願いします。

【根本構成員】 ありがとうございます。この点に関して、将来はなるべくイコールフットィングを目指すべきかもしれないと思うのですが、主要事業者に総量規制をさらに課すというのは、現在の国際的な公約とか、そういった流れから見ても、少し難しいのかなと思いますし、また、外為法で審査を強化することには、私は反対です。

これは渡井構成員もいろいろと法制度の趣旨や違いを御説明いただいたと思いますし、また、東京証券取引所さんからもあったように、もともと日本の外為法の基準というのはかなり厳しくされた中で、さらに例外要件をなくしていくというのは、相当日本の市場への逆風になるのかなと思います。ですので、それについては慎重に考えるべきと思います。

一方、これまでのプレゼンにもありました情報保護について、この重要性が高まっているというのはそのとおりだと思うのですが、それは事務局の方の資料にもあったように、いろいろな制度で手当てをしていっていらっしゃるようですし、その実効性を高めていただければと思いました。

以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。

渡井構成員、お願いします。

【渡井主査代理】 ありがとうございます。こちらについても、補足で一言申し上げます。

電気通信事業が重要インフラであることから、NTTであっても、ほかの事業者であっても、本来は区別をつけるべきではなく、同じ価値であるものと思います。

その点では、アメリカのように、区別をつけずに規制を設けるべきであるのかもしれませんが、しかし、やはり現状を考えますと、不平等性があるからといってNTTに対する総量規制を外すということは、困難ではないかと考えております。

扱いの差をいかに正当化するかは難しい問題ですが、かつての電電公社のネットワークを資産としてNTTが受け継いでいることをもって、やはり特別な資産に注目することをもって、正当化が可能なのではないかと考えております。

以上でございます。

【山本主査】 ありがとうございます。先ほどの御報告の補足をさらにいただきましたが、ほかにいかがでしょうか。オブザーバの方でも結構ですが、いかがでしょうか。

NTTさん、どうぞ、お願いします。

【NTT】 NTTの本岡と申します。発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。様々御議論いただきまして、ありがとうございます。その上で、私どもからは2点ほど申し上げたいところがございますので、申し上げさせていただきます。

まず1点目につきまして、外為法とNTT法の総量規制というところを中心に、様々、御議論いただいたわけですが、私どもが最初に申し上げたのが、まず政策論として安全保障上守るべきものは何なのか、そしてそれを今の時代の変化を踏まえて、通信事業者全体を見てどのような規制が望ましいのか、そういうところを見た上で、法体系での実現手段や規制を整理していただきたいということでございます。

そういった意味で、弊社に対する総量規制というところが、今、外為法の話が議論に出しておりますが、こちらにつきましても、かなり高度化されていて、いろいろなリスクというのはかなりヘッジできるような制度になってきているということは感じているところでございます。

そうしたところを踏まえて、どういうところが守るべき法益と鑑みて足りないのか、そして、ほかの事業者さんにつきましても、今、本来は同じような価値のある事業者だというような御意見もございました。そういうところを踏まえまして、例えば総量規制を電気通信事業法において全事業者にかけていくということが、国際協約上、非常にハードル

が高いというところは理解するところでございますが、そのような目指すべき姿に対して、どのような規制が可能であるのかというような検討というところを深めていくというところを、もう少し掘り下げた議論をお願いしたいと考えているところでございます。

以上でございます。

【山本主査】 ありがとうございます。今の点は、検討課題2の1つ目のポツ、NTT以外の主要な電気通信事業者に対して、NTTに対する規制と同じ、あるいはそれに近づけるように規制を強化するべきではないかということですが、国際協約上難しいとしても、そういう方向を検討する必要があるのではないかという、御意見と承ってよろしいでしょうか。

【NTT】 そのとおりですが、国際協約上、ハードな交渉をしると申し上げているつもりはなくて、国際協約上、例えば全体としては強化になっていないという説明によって、メリハリをつけた規制をしていくというやり方もあるかなと考えておりました、そういった方向性もないのかということの検討が必要ではないかというのが申し上げたかったことの一つです。

もう一つは、検討課題1のほうに関しても、総量規制とその他の外為法との現況の規制というところに関しまして、実際に守るべきリスクが守れているかどうかという議論というよりは、何となく法律論が中心になっているような感じも受けておりました、安全保障が厳しいといったような現状におきまして、どのようなところを守るべきなのか、そしてその手段についてどう考えていくのかという議論を深めていただければというお願いでございます。

以上でございます。

【山本主査】 ありがとうございます。今の点につきまして、あるいはほかの点でも結構ですが、構成員の方あるいはオブザーバの方も含めて、御意見がございましたら、お願いいたします。何かございますでしょうか。

守るべきものが何かという話は、検討課題1-1にある、外資等規制の現在の趣旨や保護法益についてどう考えるかという問題に関わるかと思えます。その点について、本日、構成員の方々からいただいた御意見は、概ね、この検討の視点というところに書かれているとおりでした。NTTは重要なインフラを保有しており、それは旧電電公社時代から受け継いだものであって、他事業者による代替可能性については、NTTが保有していて、他事業者にない部分がある。そのことから、外国の影響から経営の自主性を確保する必

要性が高いのではないかという、御意見であったと思います。

それよりもさらに規制の趣旨や保護法益を広げるとしますと、一つは、電気通信に関する事業やインフラの保有・管理一般を守るために規制が必要であるということが考えられます。それから考えられることとしては、前回NTTさんが言われた、情報の保護、つまり、情報を取り扱っている事業者を規制するという視点が考えられるかだと思います。

先ほど検討課題2のポツのところ、NTT以外の事業者に対しても、現在のNTT法に近づけた規制の形に強化すべきではないかとの御議論は、電気通信の事業・インフラの保有・管理一般に着目し、そういったことに携わっている事業者であれば、規制をもう少し強めるべきではないかということかだと思います。ただ、現実にはそれができるかという、難しいところです。

それから、第3の、情報の取扱いをしている事業者に対する規制の必要性という点は、先ほど来、御議論がございましたし、事務局から資料3-2、16ページで御説明いただきました。情報の保護ということになりますと、例えば通信の秘密は、行為自体を規制することにより保護する仕組みが存在します。

また、重要な情報を保護するという点でいうと、さらに電気通信事業法以外の様々な法律、とりわけ経済安全保障の観点から、最近立法あるいは議論されている法律まで含めて、いろいろな形で情報を直接保護する仕組み・法制度がつくられています。

規制の対象は非常に広く、事業者から個人のレベルまで含めて、いろいろな主体に規制がかかり、それによって情報が保護されています。そうしますと、現在のような外資規制、総量規制の主要な目的が情報の保護にあるかという、そうではないのではないかと。情報の保護のためには、むしろ様々な法制度によって、それから幅広い主体に対して、より直接的な規制がかかっているのではないかと。そういう御議論だったかと受け止めております。

ソフトバンクさん、お願いします。

【ソフトバンク】 ソフトバンクの山田です。当社から少しコメントさせてください。先ほどNTTさんのほうから、あるべき規制というのがどういうもので、法体系ってその後の話ではないかというのは、私どもとしてもまさにそのとおりだと思っています。

実際、この経済安全保障ワーキンググループ以外のユニバーサルサービスワーキンググループや公正競争ワーキンググループにおいても、今議論されているのは、まずどういった規制が必要かということをやっていると理解しております。その観点で、今回の件について当社から意見を申し上げさせていただくと、やはりNTTさんの特別な資産といわれ

る、私どもの通信サービスを行うために必要な光ファイバー網や線路敷設基盤、そういったものに我々依存しておりますので、やはりその存在は、我々一般的な通信事業者とは別格の存在であるということで、区別した取扱いというのは当然あるべきなんだろうと考えております。

一方で、我々携帯電話事業者も、経済安全保障上の配慮が、以前と比べてかなり必要になっているというところも理解はしております。その点については、まさに経済安全保障推進法におけるネットワークに関する様々な届出というの、この5月から始まったりしますし、いろいろな法律によって、その辺りは担保されているというような状況と理解しております。

したがって、基本的には総量規制、NTTさんのほうに引き続きかけ続けるということで、その根拠というの、やはり一般の通信事業者と異なる資産を有しているというところを理由に、そのような方向で検討するというのは、非常に合理的なのではないかと考えております。

以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

そもそもあるべき規制から議論すべきという御意見があり、それについて、ソフトバンクさんのほうからお考えを伺いました。

先ほど私も、何を守るべきかというところから考えて、そのための手段として、どのような制度をつくるのが適切かという観点から申し上げたつもりです。

制度は様々な利益のバランスをどのようにとるかを考えてつくりますので、あるべき規制を考える際に、一つには制度の目的、どのような法益を守るために制度をつくるかという方向からの議論が必要ですし、もう一方では、規制の制度によって制限される法益と、法益の制限の度合いがどれだけ高いか、本来であればやりたいことが、規制によってできない状態になっているかということも考える必要があります。

前者については、先にまとめましたが、後者の点については、先ほど来の投資家の目からの議論等がございました。総量規制自体は、株式の保有の制限ではなく、議決権の行使の制限であって、それによって投資の意欲が強クそがれ、投資を受けられなくなるかという、そうではないのではないかと議論があったかと思えます。

個別審査と総量規制の関係は、ややテクニカルな問題にならざるを得ないのですが、事

務局の資料でもおまとめいただきましたし、先ほど来の議論もございました。資料3-2の8ページにおまとめいただいておりますが、NTT法の総量規制のほうが、一律に3分の1という規制をかけているという意味では、厳しい面がある。それから、国籍要件になっていますので、外国籍の投資家であれば、規制がかかる。日本に居住していても規制がかかるという意味では、厳しいところがあると思います。

他方で、議決権行使ができないが、配当等は受けられるという点は、むしろ外為法の個別規制よりは規制の範囲を狭めている。取引自体を禁止する仕組みにはなっていないということ。それから、一律に3分の1という数字を基準に規制がかかるのですが、逆に言いますと、行政機関が一定の裁量を持って個別に決める余地はなく、はじめから3分の1という基準が、事業者にとっても投資家にとっても分かります。外為法の場合は、個別審査になり、行政機関の側に一定の裁量があるので、その意味では、手続上、厳しいところがあるかと思えます。

先ほど来、そういったことも考慮すべきだという御議論であったかと思えますが、ほかにございますか。

NTTさん、どうぞ、お願いします。

【NTT】 先ほど本岡のほうからも若干申し上げていましたが、念のため最後に申し上げますと、今、本来どんな保護法益があるかというようなことを議論してもなおということで、一旦は整理していただいたと思うのですが、途中の議論の中では、電気通信事業者は一様に公益にかなう大事な事業だという側面もあるとか、現在の状況はNTTにとっては不合理な側面があるということは一定程度評価、そういう評価もしていただいた上での議論だとすると、線路敷設基盤のような特別資産があることだけをもって、今の結果論としての総量規制が私どもだけにあって、一方で、他事業者については株式取得に係る一切の制限がないというバランスが、事業の性質や保有している資産の異なりで説明し切れるものなのかどうか。このバランスをどうにか、もっと適切なところにリバランスする方法がないかというのは、議論を深める余地があるのではないかと思います。

今回も、様々な方法が可能・不可能ということを議論していただきつつ、国際的な約束事との兼ね合いですとか、そういう観点で、NTTにそのまま近づけるのは難しいというところで折り返すというような議論になっているわけですが、一方で、全体としては一定レベルの規制を維持しつつ、そのバランスを変えることは、一概に規制強化とまでは言えない部分もあるかと思えますので、他事業者さんをNTTにそのまま近づけるか、あるいは

はN T Tの規制を全廃するかみたいな議論だけをするのではなくて、リバランスの方法がないかというのは考える余地があるのではないかと思いますので、そうした点についても御議論いただければと考えております。

【山本主査】 ありがとうございます。検討課題1について、先ほど来の議論は、バランスの問題だとしますと、どのレベルでバランスをとるか、どのレベルの規制を行うかということに結局はなります。単にバランスをとることから出発して議論するというよりは、どのレベルの規制をするのが適切かという議論だと思いますが、その点はよろしいですか。

【N T T】 そのとおりでございます。

【山本主査】 検討課題1について、現在のN T Tに対する総量規制は、厳し過ぎるのではないかと、今、全廃かどうかという議論だけではないと言われましたが、全廃まではないまでも、緩和すべきかどうかという論点ということではよろしいですか。

【N T T】 あと、比較の観点でいった場合に、全体として規制を強化するのが国際約束上難しいとすると、緩和する部分と強化する部分を全体として捉えた場合に、レベルは上がっていないという捉え方もあるのではないかなということですね。

【山本主査】 それは検討課題2の御意見として、N T T以外の事業者に対する規制のレベルをむしろ上げる。そのことによって、全体としては緩和されている部分と強化されている部分があるので、強化だけでないという形で、例えば国際的にも何か言っていく余地があるのではないかと、そういうことですかね。

【N T T】 はい、おっしゃるとおりです。

【山本主査】 分かりました。

検討課題1については、先ほど来の議論では、現在の水準を、全廃とは言わないまでも、緩和するのも、現在の安全保障上の状況からすると難しいという御意見が多かったと思います。検討課題2に関しては、本来、N T T並みとは言わないまでも、もう少し規制を強化すべきところがあるけれども、現実には難しいのではないかと。本来は規制を少し強化することが考えられるというご議論であったと思います。そういう全体の意見状況という点はよろしいですね。

そのときに、もう少しN T Tのほうを緩和させることによって、規制強化の部分について国際的に説明がつく可能性があるのではないかとという御意見ですね。

【N T T】 それぞれ、議論があったことは私も認識しております。非常に簡略化して言えば、Aという規制を緩和するのは難しい、Bという規制を強化するのは難しいという

ことは別々にあったとは認識しているのですが、これの程度を和らげて、あるいは強化の仕方、あるいは緩和の仕方を変えて、組み合わせることによって、全体としては許容されるような見直しの仕方もあるんじゃないかというようなことを申し上げたつもりです。

【山本主査】 なるほど、分かりました。検討課題1のほうの緩和が難しいのは、国際約束上難しいというより、安全保障をめぐる国際情勢から難しいという議論であったかと思えます。検討課題2のほうは、確かに国際約束上ということかと思えます。そこは、難しいことの理由が違うのですが、今のような御意見ということで、理解いたしました。

KDDIさん、お願いします。

【KDDI】 KDDIの岸田です。特別な資産ということを考えますと、先ほどソフトバンクさんからも意見ありましたが、NTTさんとほかの事業者、通信事業者全てが等しく同じ価値を持っているというよりは、通信事業者、全て重要だということではあっても、NTTさんは特別に、さらにもう一段、やはり保護されなければいけない資産をお持ちだということだと思いますので、検討課題1のところに関しては、先ほど山本主査がおっしゃったとおり、昨今の安全保障の状況を考えると、緩和するというのはなくて、むしろ強化するのかどうかという議論をしてもいいぐらいかもしれないですが、少なくともそこを緩和するというのではないと思えます。

検討課題2については、今の私の意見からすれば、こちらも重要なので何らか手を打たなきゃいけないということかと思えますが、NTTさんとは一段違うというところは、これもまた山本主査がまとめていただいたとおりにかと思えます。

ただ、今、現実問題として、ソフトバンクさんの意見と重なりますが、なかなか国際交渉上難しいというところの中で、経済安全保障推進法であるとか、ほかの法律で保護していくということを今とっていっていますので、とり得る手段で、これは全事業者共通でやっているといるわけですから、ここは引き続き強化というか、検討を続けていけばいいと考えております。

以上になります。ありがとうございます。

【山本主査】 全体の議論もまとめていただきまして、どうもありがとうございます。

ほかにございますか。構成員の方から何かさらにございますか。

それでは、渡井構成員、お願いします。

【渡井主査代理】 ありがとうございます。本日報告させていただいた内容につきましては、特にNTT様におかれましては反論も多くおありかと思えます。今の段階で私の考

えが変わったというところではございませんが、今後の外資規制の在り方について、その必要性の点から考えていくということにはもちろん賛成でございます。

同じ通信事業者であるにもかかわらず、NTTのみに扱いの差があるということについては、確かに合理的でないと見ることもできますが、それを解消するために総量規制を撤廃するという事は、今、山本主査がまとめてくださいました経済安全保障の点、そして何よりも電気通信事業が重要なインフラである点、さらに公共の福祉の観点からも、困難ではないかと考えております。

御意見を頂戴しまして、理解が深まりました。ありがとうございます。

【山本主査】 ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。それでは、御意見がおおむね全て出ているかと思えます。それぞれ議論を深める上で有益な御意見を、構成員の方及びオブザーバの方々からいただきました。どうもありがとうございました。

それでは、本日の意見交換はこれまでとさせていただきます。どうもありがとうございました。最後に、事務局から今後の予定について御説明をお願いします。

【事務局（小杉）】 次回会合の日時・議題については、現在調整中ですので、別途御連絡させていただきます。よろしく願いいたします。

【山本主査】 ありがとうございます。それでは、本日はこれにて閉会いたします。どうもありがとうございました。

以上